証券コード　5817
平成28年５月11日

株　主　各　位

大阪市福島区福島７丁目20番１号
ＫＭ西梅田ビル11階
JMACS株式会社
代表取締役社長　植　村　剛　嗣

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　この度発生した熊本地震により被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。
　さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年５月25日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年５月26日（木曜日）午前10時
２．場　　所　　大阪市北区梅田３丁目４番５号
　　毎日インテシオ　４階　大会議室
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項　第52期（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）事業報告および計算書類内容の報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
　　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以　上

**　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。**
**　なお、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.jmacs-j.co.jp）に掲載させていただきます。**

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善等、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、中国をはじめとした新興国経済の減速に加え、原油や資源価格が下落、年明けからの為替や株価の急激な変動等により、先行きは依然として不透明な状況となっております。

電線業界におきましては、銅電線出荷量が、電力向けおよび建設・電販向けは堅調に推移したものの、国内企業の投資意欲は依然として低迷したまま、主原材料の銅価格が下落し、全体として前事業年度を下回り厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のもとで当社におきましては、多様化するニーズに応えるべく、高機能電線の開発やシステムソリューション事業への新規参入等に取り組んでまいりました。

主軸となる電線事業におきましては、顧客満足度の向上を目指し、提案型営業を積極的に展開し、新規顧客の開拓を推進すると共に、高機能電線等、新製品の開発に注力し、販路の拡大に努めてまいりました。

結果として当事業年度の業績につきましては、売上高45億98百万円（前事業年度比12.4％減）、営業損失１億37百万円（前事業年度は営業利益２億５百万円）、経常損失91百万円（前事業年度は経常利益２億66百万円）、当期純損失２億70百万円（前事業年度は当期純利益２億８百万円）となりました。

なお、平成27年９月１日より「日本電線工業株式会社」から「ＪＭＡＣＳ株式会社」へ商号を変更いたしました。

② 資金調達の状況

当社は、業務効率の向上と物流コストの削減を図るため、物流センターの移設に伴い、兵庫工場に隣接する土地および建物を取得するため、取引銀行との間で、平成27年３月に長期借り入れ（８億５千万円）を実行いたしました。

③ 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、10億76百万円であります。その主なものは、当社兵庫工場第二工場の土地、建物の取得および改修工事（10億15百万円）、兵庫工場の製造設備の増設および機械装置の追加取得（55百万円）であります。

④ 他の会社の事業の譲り受けの状況

当社は、平成27年３月１日付で、株式会社アクロスの事業の全部を譲り受けました。これによりライティング事業とシステムソリューション事業へ新規参入し、業容の拡大と企業価値の向上を図ります。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

当事業年度ならびに過去３事業年度の業績および財産の状況は次のとおりであります。

区　分	第 49 期 (24. 3. 1から 25. 2. 28まで)	第 50 期 (25. 3. 1から 26. 2. 28まで)	第 51 期 (26. 3. 1から 27. 2. 28まで)	第 52 期 (27. 3. 1から 28. 2. 29まで)
	千円	千円	千円	千円
売　上　高	4,574,393	4,957,629	5,249,813	4,598,583
経常利益または経常損失（△）	159,036	225,219	266,225	△91,232
当期純利益または当期純損失(△)	243,385	237,115	208,977	△270,938
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)	52円23銭	50円89銭	44円85銭	△58円14銭
総　資　産	6,112,428	6,606,022	6,710,367	6,876,025
純　資　産	4,587,474	4,792,634	4,968,126	4,618,034

(注)　金額（１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失(△)を除く）については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

(3) 対処すべき課題

電線業界におきましては、引き続き厳しい受注状況が予想されることや電線の主原材料である銅価格も下落が見込まれることより、厳しい状況が続くものと予想されます。

当社といたしましては、多様化するニーズに応えるべく、高機能・高付加価値製品の開発や顧客満足度の向上を目指し、提案型営業を積極的に展開し、新規顧客の開拓を推進してまいります。

加えて、新規に参入したライティング事業およびシステムソリューション事業において、スマート工場の提案やハードとソフトの融合等、売上げ拡大に注力すると共に、国内はもとより中国や東南アジア等、海外展開も視野に販路の拡大を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 主要な事業内容（平成28年２月29日現在）

当社は、防災用電線、通信用ケーブル、計装・制御用ケーブル、その他の弱電用電線の製造および販売を行っており、当事業年度の売上高比率は次のとおりであります。

品目	品目の種類	売上高比率 第52期 (27.３.１から 28.２.29まで)
防災用電線	消防用耐熱電線、警報用電線	20.2%
通信用ケーブル	市内対ケーブル、インターホンケーブル、有線放送用電線	13.1
計装・制御用ケーブル	低圧計装用ケーブル、信号用ケーブル、制御用ケーブル	56.7
その他	600Ｖビニル絶縁電線、光ファイバーケーブル、太陽光発電システム用ケーブル、外装加工、撚線加工ほか	10.0
合計		100.0

(5) 主要な営業所および工場（平成28年２月29日現在）

名称	所在地
本社	大阪市福島区福島７丁目20番１号　KM西梅田ビル11階
兵庫工場第一工場	兵庫県加東市新定字木谷275番122
兵庫工場第二工場	兵庫県加東市森尾127番１
東京営業所	東京都千代田区九段南２丁目４番４号　三和九段ビル８階
名古屋営業所	名古屋市名東区名東本通２丁目32番地　星ヶ丘イーストビル４階

(6) 使用人の状況（平成28年２月29日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
146名	７名増加	40.5歳	13.4年

(7) 主要な借入先の状況（平成28年２月29日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	525百万円
株式会社みずほ銀行	382百万円
日本生命保険相互会社	100百万円
株式会社三井住友銀行	30百万円

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成28年２月29日現在）

(1) 発行可能株式総数　12,000,000株

(2) 発行済株式の総数　4,691,555株

(3) 株主数　1,969名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日電ホールディングス株式会社	533千株	11.45%
青木さち子	311	6.67
日本生命保険相互会社	168	3.61
昭和電線ケーブルシステム株式会社	161	3.45
泉州電業株式会社	97	2.10
八木久左エ門	90	1.94
因幡電機産業株式会社	84	1.82
リケンテクノス株式会社	76	1.65
昭和化成工業株式会社	75	1.60
植村瑠美	66	1.41

（注）　持株比率は自己株式（31,838株）を控除して計算しております。

3．会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年２月29日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	植村剛嗣	
専務取締役	加藤義孝	電線事業部長
常務取締役	掘井尚登	電線事業部営業本部長兼第２営業部長
取締役	上田裕一	管理本部長兼総務部長
取締役	天野直哉	海外室担当
取締役	松本雅博	電線事業部兵庫工場長
取締役	浦井清一	トータルソリューション部長
取締役	川瀬幸雄	昭和電線ケーブルシステム株式会社取締役電線・線材ユニット長
常勤監査役	石堂二郎	
監査役	鈴木延彦	鈴木鋼材株式会社代表取締役会長
監査役	澤田知宏	株式会社澤田工業所代表取締役

（注）１．取締役川瀬幸雄氏は、社外取締役であります。

２．監査役鈴木延彦氏および澤田知宏氏は、社外監査役であります。なお、当社は澤田知宏氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

3．当事業年度中における取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
掘　井　尚　登	常務取締役 電線事業部 営業本部長	常務取締役 電線事業部 営業本部長兼 第２営業部長	平成27年11月１日
上　田　裕　一	取締役 管理本部長	取締役管理本部長 兼総務部長	平成27年６月８日
天　野　直　哉	取締役 海外室長兼 新規事業室管掌	取締役海外室長	平成27年６月１日
	取締役海外室長	取締役海外室担当	平成27年11月１日
松　本　雅　博	取締役電線事業部 兵庫工場物流部長	取締役電線事業部 兵庫工場長	平成27年６月１日
浦　井　清　一	取締役新規事業室長	取締役トータルソリューション部長	平成27年９月１日

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (1)	94,926千円 (1,800)
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	7,896 (2,400)
合計 （うち社外役員）	12 (3)	102,822 (4,200)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成元年５月25日開催の第25期定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、昭和62年５月25日開催の第23期定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。
４．監査役の報酬等の額には、平成27年５月28日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名の報酬等の額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役川瀬幸雄氏は､昭和電線ケーブルシステム株式会社の取締役電線･線材ユニット長を兼務しております。なお、当社は昭和電線ケーブルシステム株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。

・監査役鈴木延彦氏は、鈴木鋼材株式会社の代表取締役会長を兼務しております。なお、当社は鈴木鋼材株式会社との間に原材料購入等の取引関係があります。

・監査役澤田知宏氏は、株式会社澤田工業所の代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社澤田工業所との間に原材料購入等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	川瀬幸雄	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	鈴木延彦	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会13回開催のうち13回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	澤田知宏	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会13回開催のうち13回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

１．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　　19百万円

２．当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　19百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

５．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

（１）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是、社訓ならびに経営の基本方針に則った「企業行動規範」を制定し、代表取締役社長がその精神を、役職者をはじめ全従業員に継続的に伝達し、周知徹底させることにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

当社は、常務会ならびに部長会を定期的に開催し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況等の情報の共有化、会社に著しい損害および利益を及ぼすおそれのある事実の発生、企業行動規範の浸透と遵守、コンプライアンスの徹底を図り、経営判断に反映させる。

また、代表取締役社長は内部統制室長をコンプライアンスに関する責任者として任命し、内部統制室および総務部がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたることとしており、監査部門である内部統制室は、内部統制システムやリスク管理システムの整備、運用状況の監査、経営目的の達成のために適正で有効な組織活動（業務）が行われているかの監査、また、会社資産の紛失・盗難・滅失や従業員等の不正が生じていないかの監査を実施する。

監査役、内部統制室および総務部は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を含め、文書管理規程をはじめとする社内規程に基づき、法令、定款に則った情報・文書の保存・管理を行う。

監査役および内部統制室は連携し、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について問題なく実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

関連する社内諸規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社を取り巻く環境や内部環境は時として急激に変化し、これらは経営に大きなリスクをもたらしており、企業が成長力を維持する基盤として、リスク管理能力が非常に重要であり、企業の評価を大きく左右するという認識に立ち、リスク管理を経営上の大きな課題の一つと捉える。

リスク管理体制としては、管理本部、営業本部および製造技術部門の各担当部門の責任および取るべき行動を分担、管理することとしており、経営上のリスクについては、逐一取締役会に報告し、決裁を得ることとする。

規程については、既存の経理規程、内部情報管理規程等のほか必要に応じて新たに制定する。

監査役および内部統制室は連携し、各部門のリスク管理状況を監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、中期経営計画および年度経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務が効率的に行われるよう監督する。各部門長は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。代表取締役社長は、その進捗状況を各部門長に部長会において報告させ、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役室を置き、必要な人員を配置することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑥　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生、または発生するおそれがあるとき、重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議すべき重要な事項等を、法令および社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることとする。

⑦　監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行について当社に費用の前払いまたは償還等を求めたときは、その職務に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかにその費用を処理する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①　職務執行の適正および効率性の確保に対する取り組み状況

原則として月１回の取締役会を開催する他、毎週の常勤役員等で構成される常務会において各議案の審議、業務執行の状況等の監督を行い、意見交換がなされており、意志決定および監督の実効性は確保されております。

②　監査役監査の実効性の確保に対する取り組み状況

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席および代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部門との間で定期的な情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③　財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

内部監査部門は、内部統制に関する基本計画に基づき当社の財務報告の信頼性と適正性を確保するため内部統制評価を実施し、取締役会に報告しております。

６．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視してまいります。

貸　借　対　照　表

（平成28年２月29日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,415,235**	**流動負債**	**1,209,923**
現金預金	154,456	支払手形	491,817
受取手形	145,478	買掛金	231,977
電子記録債権	63,895	短期借入金	330,000
売掛金	1,363,940	１年以内返済予定の長期借入金	42,500
商品及び製品	216,231	未払金	66,215
仕掛品	76,386	未払費用	3,868
原材料及び貯蔵品	180,221	未払法人税等	2,870
前渡金	7,071	預り金	14,874
前払費用	6,743	前受収益	5,563
繰延税金資産	26,443	賞与引当金	18,237
未収入金	119,354	その他	1,999
未収消費税等	42,052	**固定負債**	**1,048,066**
未収還付法人税等	9,391	長期借入金	765,000
その他	3,726	退職給付引当金	104,167
貸倒引当金	△157	役員退職慰労引当金	147,616
固定資産	**4,460,789**	長期預り保証金	30,981
有形固定資産	**2,607,665**	その他	301
建物	1,169,091	**負債合計**	**2,257,990**
構築物	51,243	（純資産の部）	
機械装置	230,371	**株主資本**	**4,577,398**
車両運搬具	3,625	**資本金**	**647,785**
工具器具備品	32,461	**資本剰余金**	**637,785**
土地	1,120,870	資本準備金	637,785
無形固定資産	**39,120**	**利益剰余金**	**3,307,029**
のれん	27,383	利益準備金	92,150
ソフトウェア	11,736	その他利益剰余金	3,214,879
投資その他の資産	**1,814,003**	別途積立金	2,910,000
投資有価証券	96,014	繰越利益剰余金	304,879
関係会社出資金	32,720	**自己株式**	**△15,200**
長期前払費用	6,727	**評価・換算差額等**	**40,636**
繰延税金資産	54,908	その他有価証券評価差額金	40,636
投資不動産	1,587,168	**純資産合計**	**4,618,034**
その他	36,466		
資産合計	**6,876,025**	**負債純資産合計**	**6,876,025**

（注）　金額については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**4,598,583**
売上原価	**3,701,571**
売上総利益	**897,012**
販売費及び一般管理費	**1,034,817**
営業損失	**137,805**
営業外収益	**71,688**
受取利息	36
有価証券利息	53
受取配当金	2,553
受取賃貸料	66,406
その他	2,639
営業外費用	**25,115**
支払利息	9,539
賃貸収入原価	11,920
その他	3,655
経常損失	**91,232**
特別利益	**56,703**
保険解約益	56,703
特別損失	**248,989**
減損損失	216,264
子会社整理損	32,724
税引前当期純損失	**283,517**
法人税、住民税及び事業税	5,806
法人税等調整額	△18,385
当期純損失	**270,938**

（注）　金額については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年３月１日　残高	647,785	637,785	92,150	2,910,000	645,714	3,647,864	△15,176	4,918,258
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△69,896	△69,896		△69,896
当期純損失					△270,938	△270,938		△270,938
自己株式の取得							△23	△23
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△340,835	△340,835	△23	△340,859
平成28年２月29日　残高	647,785	637,785	92,150	2,910,000	304,879	3,307,029	△15,200	4,577,398

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成27年３月１日　残高	49,867	4,968,126
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△69,896
当期純損失		△270,938
自己株式の取得		△23
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△9,231	△9,231
事業年度中の変動額合計	△9,231	△350,091
平成28年２月29日　残高	40,636	4,618,034

（注）　金額については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券	
関係会社出資金	総平均法による原価法
その他有価証券	
・時価のあるもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
・時価のないもの	総平均法による原価法
② たな卸資産	
・商品・製品・仕掛品・原材料	総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
・貯蔵品	最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	定率法
（リース資産を除く）および投資不動産	ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　７～31年 機械装置　２～10年
② 無形固定資産	定額法
（リース資産を除く）	なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。また、のれんは、５年間で均等償却を行っております。
③ リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産額に基づき計上しております。 退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④　役員退職慰労引当金　　役員に対する退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
当社は平成20年５月22日開催の臨時取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止し、在任中の役員に対し、内規に基づく制度廃止日までの在任期間に係る退職慰労金を退任時に支給することを決議いたしました。従いまして、当事業年度末日における役員退職慰労引当金残高は、当該決議以前から在任している役員に対する支給予定額であります。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務
① 担保に供している資産

建物	566,077千円
構築物	13,107千円
土地	414,770千円
計	993,955千円

② 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	42,500千円
長期借入金	765,000千円
計	807,500千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,499,405千円
(3) 投資不動産の減価償却累計額	159,450千円
(4) 受取手形裏書譲渡高	226,899千円
(5) 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	13千円

３．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	212千円

(2) 減損損失
当社は、継続してキャッシュ・フローの把握が可能な最小の単位で資産をグルーピングしており、遊休資産については、個々の資産を資産グループの最小単位としております。
当事業年度において、当社は以下のとおり減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額
遊休資産	建物、構築物 土地	社物流センター （兵庫県加東市）	216,264千円

遊休資産について今後の使用見込みがないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に216,264千円計上いたしました。その内容は、建物44,021千円、構築物6,832千円、土地165,411千円であります。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定し、不動産鑑定士による鑑定評価額に基づき評価しております。

(3) 子会社整理損

子会社整理損は、上海日芦貿易有限公司の解散決議に伴い、発生したものであります。

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,691,555株	― 株	― 株	4,691,555株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	31,778株	60株	― 株	31,838株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成27年５月28日開催の第51期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　69,896千円
・１株当たり配当額　15円
・基準日　平成27年２月28日
・効力発生日　平成27年５月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成28年５月26日開催予定の第52期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　46,597千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　10円
・基準日　平成28年２月29日
・効力発生日　平成28年５月27日

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産の部	（千円）
（繰延税金資産）	
たな卸資産評価損	3,176
賞与引当金等	6,791
繰越欠損金	16,424
その他	51
繰延税金資産合計	26,443
固定資産の部	
（繰延税金資産）	
退職給付引当金	33,226
役員退職慰労引当金	46,838
投資有価証券評価損	3,078
電話加入権	1,260
減損損失	68,655
子会社整理損	6,909
繰越欠損金	10,580
その他	1,203
繰延税金資産小計	171,753
評価性引当額	△113,734
繰延税金資産合計	58,018
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	3,110
繰延税金負債合計	3,110
繰延税金資産の純額	54,908

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

税引前当期純損失のため記載を省略しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.64％から平成28年３月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について32.51％に、平成29年３月１日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について31.73％に変更されております。

なお、これによる影響は軽微であります。

(3) 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、平成29年３月１日から平成31年２月28日に解消が見込まれる一時差異については、31.73%から30.46%に、平成31年３月１日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、31.73%から30.23%に変更されます。

なお、これによる影響は軽微であります。

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電線の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金は、すべて１年以内の支払期日であります。借入金の使途として、運転資金を短期で、設備投資資金を長期で調達しております。

営業債務および借入金は、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社において月次資金繰計画を作成して、資金の状況を管理しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

社内規程等に従い、営業債権について、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日および残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年２月29日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	154,456	154,456	－
(2) 受取手形	145,478	145,478	－
(3) 電子記録債権	63,895	63,895	－
(4) 売掛金	1,363,940	1,363,940	－
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	96,014	96,014	－
資産計	1,823,785	1,823,785	－
(1) 支払手形	491,817	491,817	－
(2) 買掛金	231,977	231,977	－
(3) 短期借入金	330,000	330,000	－
(4) １年以内返済予定の長期借入金	42,500	42,500	－
(5) 未払金	66,215	66,215	－
(6) 長期借入金	765,000	763,284	△1,715
負債計	1,927,510	1,925,794	△1,715

(注)1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金預金、(2) 受取手形、(3)電子記録債権および(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) １年以内返済予定の長期借入金および(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金預金	154,456	－	－	－
受取手形	145,478	－	－	－
電子記録債権	63,895	－	－	－
売掛金	1,363,940	－	－	－
合計	1,727,771	－	－	－

3. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内（千円）	1年超2年以内（千円）	2年超3年以内（千円）	3年超4年以内（千円）	4年超5年以内（千円）	5年超（千円）
短期借入金	330,000	－	－	－	－	－
1年以内返済予定の長期借入金	42,500	－	－	－	－	－
長期借入金	－	42,500	42,500	680,000	－	－
合計	372,500	42,500	42,500	680,000	－	－

７．賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府において、賃貸用の建物および土地を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は54,485千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額および時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価（千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,589,094	△1,926	1,587,168	868,569

(注)1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度増減額は、全て減価償却費であります。

3. 事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　991円５銭

(2) １株当たり当期純損失　58円14銭

９．退職給付関係に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度と確定給付企業年金制度を併用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度と確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、これらの制度に加え、複数事業主制度の厚生年金基金制度（西日本電線工業厚生年金基金）に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(2) 確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	106,073千円
退職給付費用	33,362
退職給付の支払額	△12,910
制度への拠出額	△22,358
退職給付引当金の期末残高	104,167

② 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	395,042千円
年金資産	△290,875
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	104,167

退職給付引当金	104,167
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	104,167

③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	33,362千円

(3) 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、9,726千円でありました。

① 複数事業主制度の直近の積立状況（平成27年３月31日現在）

年金資産の額	27,741,179千円
年金財政計算上の給付債務の額	33,412,488千円
差引額	△5,671,308千円

差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高5,066,347千円および繰越不足金604,961千円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間18年の元利均等償却であります。

なお、西日本電線工業厚生年金基金は、平成27年７月13日に厚生労働大臣より、解散認可を受けております。なお、同基金の解散による追加負担額の発生は、見込まれておりません。

10. 企業結合等関係に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称　　株式会社アクロス

取得した事業の内容　　照明機器・産業製品等開発販売事業、受託開発事業等

② 企業結合を行った主な理由

当社は、今後の業容の拡大を目的に非電線関係の商材販売を進めるべく、新規事業室を開設し、株式会社アクロスを協業パートナーとして、市場や販路の調査を行ってまいりました。

その結果、株式会社アクロスの持つノウハウ、販路と当社が持つ既存の技術・商流との相乗効果を図り、一層の業容拡大と企業価値向上を目的としております。

③ 企業結合日

平成27年３月１日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤ 結合後企業の名称

日本電線工業株式会社（現　ＪＭＡＣＳ株式会社）

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

日本電線工業株式会社が現金を対価として事業を譲り受けたこと。

(2) 損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

平成27年３月１日から平成28年２月29日

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価　現金	23,000千円
取得原価	23,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額　34,229千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③　償却方法及び償却期間

５年間で均等償却

(5) 企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産　14,434千円

資産合計　14,434千円

流動負債　 9,033千円

固定負債　16,631千円

負債合計　25,664千円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

ＪＭＡＣＳ株式会社　　平成28年４月７日

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　野　裕　久　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　本　雅　春　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＪＭＡＣＳ株式会社（旧会社名 日本電線工業株式会社）の平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年４月８日

ＪＭＡＣＳ株式会社　監査役会

常勤監査役　石　堂　二　郎　㊞

監　査　役　鈴　木　延　彦　㊞

監　査　役　澤　田　知　宏　㊞

（注）　監査役鈴木延彦および澤田知宏の両氏は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保の充実に努めるとともに、安定配当を継続することを基本方針としております。

第52期の期末配当につきましては、１株につき10円とさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は46,597,170円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年５月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)　平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

監査を担う者に取締役会における議決権を付与することにより取締役会の監査機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性および透明性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2)　改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条（取締役の責任免除）第２項の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(3)　機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第39条（剰余金の配当等の決定機関）および第40条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第７条（自己の株式の取得）および現行定款第37条（剰余金の配当の基準日）ならびに第38条（中間配当）を削除するものであります。

(4)　１単元（100株）に満たない株式（単元未満株式）を所有されている株主の皆様のご便宜を図るため、変更案第８条（単元未満株式の買増し）を新設し、単元未満株式を所有されている場合に、所有株式が１単元になるよう、当社に対し、不足する数の株式を売り渡す請求を行うことができる制度（単元未満株式の買増し制度）を導入するものであります。

また、あわせて、第７条（単元未満株式についての権利）を新設し、単元未満株式についての権利を明確化するものであります。

(5)　取締役会の招集権者および議長を、取締役会においてあらかじめ定めた取締役とするため現行定款第22条（取締役会の招集権者および議長）の変更を行うものであります。

(6) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、現行規定内容を明確にすることその他所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第1章　総則 第1条～第3条　（条文省略）	第1章　総則 第1条～第3条　（現行どおり）
（機関） 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	（機関） 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 （削除） 3. 会計監査人
第5条　（条文省略）	第5条　（現行どおり）
第2章　株式 第6条　（条文省略）	第2章　株式 第6条　（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第7条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第7条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利
（新設）	（単元未満株式の買増し） 第8条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第8条～第10条　（条文省略）	第9条～第11条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第3章　株主総会 第11条～第17条　　（条文省略）	第3章　株主総会 第12条～第18条　　（現行どおり）
（新設）	（議事録） 第19条　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。
第4章　取締役および取締役会 （員数） 第18条　当会社の取締役は、15名以内とする。	第4章　取締役および取締役会 （員数） 第20条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
（新設）	②　当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
（選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第21条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
②～③　　（条文省略）	②～③　　（現行どおり）
（新設）	④　監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第22条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第21条　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第23条　代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会の決議により選定する。
②　取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	②　取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集権者および議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②　取締役会長および取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者および議長） 第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 ②　前項の取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。
（新設）	③　前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（取締役会の決議方法） 第26条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。 ②　前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
第24条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
（新設）	（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 第28条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（新設）	（取締役会の議事録） 第29条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
第25条　（条文省略）	第30条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。	（報酬等） 第31条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。
（取締役の責任免除） 第27条　（条文省略） ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第32条　（現行どおり） ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章　監査役および監査役会 （員数） 第28条　当会社の監査役は、4名以内とする。	（削除） （削除）
（選任方法） 第29条　監査役は、株主総会において選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	（削除）
（任期） 第30条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（新設） （新設）	第5章　監査等委員会 （常勤の監査等委員） 第33条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第34条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の決議方法） 第35条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数で行う。 ②　前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。
（新設）	（監査等委員会の議事録） 第36条　監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
（新設）	（監査等委員会規程） 第37条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章　計算 第36条　（条文省略）	第6章　計算 第38条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（剰余金の配当の基準日） 第37条　当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 ②　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	（削除）
（中間配当） 第38条　当会社は、取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。	（削除）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第39条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第40条　当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 ②　当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。 ③　前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（配当金の除斥期間） 第39条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする ②　未払の利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。	（配当金の除斥期間） 第41条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。 ②　未払の配当金には、利息をつけない。
（新設） （新設）	附則 第1条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役８名全員は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	植村剛嗣（うえむらよしつぐ） （昭和28年１月10日）	平成６年５月　当社取締役 平成８年５月　同常務取締役新規需要開発担当 平成10年５月　同専務取締役新規需要開発管掌 平成15年４月　同専務取締役開発部長 平成16年６月　同代表取締役専務取締役 平成16年７月　同代表取締役副社長 平成17年５月　同代表取締役社長 平成21年４月　同代表取締役社長兼営業本部長 平成26年６月　同代表取締役社長（現任）	930株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	松本雅博（まつもとまさひろ） （昭和34年９月16日）	昭和54年12月　当社入社 昭和61年９月　同製造部大阪工場第一製造課長代理 昭和63年４月　同製造部大阪工場第一製造課長 平成15年４月　同製造本部大阪製造部長代理 平成18年６月　同製造本部大阪製造部長 平成21年４月　同製造技術本部付部長 平成23年４月　同営業本部物流部長 平成26年６月　同電線事業部兵庫工場物流部長 平成27年５月　同取締役電線事業部兵庫工場物流部長 平成27年６月　同取締役電線事業部兵庫工場長（現任）	3,100株
3	浦井清一（うらいせいいち） （昭和48年３月15日）	平成10年３月　矢崎総業株式会社入社 平成16年５月　株式会社インターアクション入社 平成17年６月　同社営業本部部長 平成20年７月　株式会社コアシステムジャパン入社 平成20年７月　同社常務執行役員営業技術統括 平成21年11月　株式会社アクロス設立代表取締役 平成27年３月　当社入社 平成27年３月　同新規事業室長 平成27年５月　同取締役新規事業室長 平成27年９月　同取締役トータルソリューション部長（現任）	5,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	掘井尚登（ほりいひさと） （昭和36年12月15日）	昭和59年４月　当社入社 平成４年１月　同技術部品質管理課担当課長 平成11年７月　同製造部品質保証課長 平成13年４月　同製造部次長 平成15年４月　同製造本部技術部長 平成18年５月　同取締役製造本部技術部長 平成20年１月　同取締役製造技術本部品質保証部長 平成21年４月　同取締役製造技術本部技術部長 平成21年５月　同常務取締役製造技術本部技術部長 平成22年５月　同常務取締役製造技術本部副本部長 平成23年６月　同常務取締役製造技術本部長 平成26年６月　同常務取締役電線事業部営業本部長 平成27年11月　同常務取締役電線事業部営業本部長兼第２営業部長（現任）	11,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	川瀬幸雄（かわせゆきお） （昭和36年12月４日）	昭和57年４月　昭和電線電纜株式会社（現昭和電線ホールディングス株式会社）入社 平成17年７月　同社電線線材部技術・品質保証部長 平成18年３月　同社電線線材部線材部長兼三重事業所長 平成18年４月　昭和電線ケーブルシステム株式会社エネルギーシステムユニット線材部長兼三重事業所長 平成20年６月　同社エネルギーシステムユニット技術・品質保証部長 平成21年12月　同社エネルギーシステムユニット技術・品質保証部長兼営業技術Ｇ長 平成22年５月　当社取締役（現任） 平成23年６月　昭和電線ケーブルシステム株式会社エネルギーシステムユニット電線製造部長 平成27年６月　同社取締役エネルギーシステムユニット電線製造部長 平成27年10月　同社取締役電線・線材ユニット長（現任）	―株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	石堂二郎（いしどう じろう） （昭和31年５月19日）	昭和53年11月　当社入社 昭和63年４月　同製造部兵庫工場第二製造課長 平成元年５月　同製造部東条工場製造課長 平成元年11月　同製造部東条工場次長 平成２年５月　同製造本部兵庫製造部次長 平成４年３月　同兵庫製造部部長代理 平成13年４月　同製造部担当部長 平成15年４月　同製造本部兵庫製造部長 平成18年５月　同取締役製造本部兵庫製造部長 平成20年１月　同取締役製造技術本部兵庫製造部長 平成21年４月　同取締役製造技術本部兵庫工場長 平成26年５月　同製造技術本部兵庫工場長 平成26年６月　同電線事業部兵庫工場長 平成27年５月　同常勤監査役（現任）	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	鈴木延彦（すずきのぶひこ） （昭和22年４月29日）	昭和45年４月　日商岩井株式会社入社 昭和49年３月　鈴木鋼材株式会社入社 昭和50年５月　同社専務取締役 平成元年４月　同社代表取締役社長 平成18年５月　当社監査役（現任） 平成19年10月　鈴木鋼材株式会社代表取締役会長（現任）	10,000株
3	澤田知宏（さわだともひろ） （昭和20年８月８日）	昭和39年３月　枚岡信用金庫（現大阪シティ信用金庫）入社 昭和49年４月　大日製線株式会社入社 昭和52年７月　株式会社澤田工業所入社 昭和52年12月　同社代表取締役（現任） 平成19年５月　当社監査役（現任）	4,125株

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 鈴木延彦氏および澤田知宏氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 鈴木延彦氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。

(2) 澤田知宏氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただきたいためであります。

3. 当社は、澤田知宏氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成元年５月25日開催の第25期定時株主総会において年額１億円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて年額１億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は８名（うち社外取締役１名）ですが、第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額15百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

以 上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

大阪市北区梅田３丁目４番５号
毎日インテシオ　４階　大会議室
電　　話　06－6346－8351

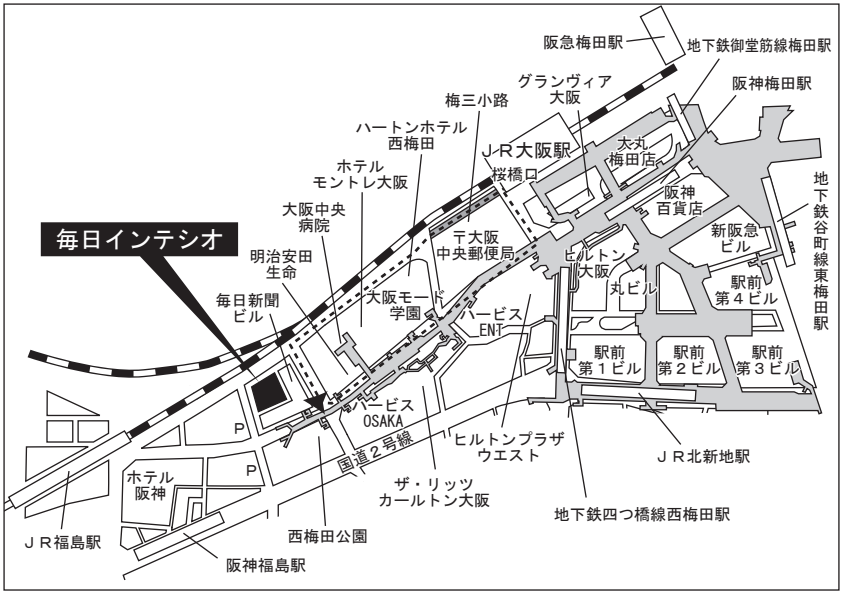

最寄り駅：　ＪＲ大阪駅（桜橋口）より　徒歩約８分
阪神梅田駅より　徒歩約８分
ＪＲ北新地駅より　徒歩約９分
地下鉄四つ橋線西梅田駅より　徒歩約８分
地下鉄御堂筋線梅田駅より　徒歩約11分
地下鉄谷町線東梅田駅より　徒歩約12分
阪急梅田駅より　徒歩約18分
ＪＲ福島駅より　徒歩約５分
阪神福島駅より　徒歩約５分

※　駐車場はご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。